

太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 25 号

太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の施設」を「保健福祉施設（老人福祉センターを含む。）」に改め、同条各号を削る。

第 6 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 7 条の見出しを「（老人福祉センターの利用対象者）」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条から第 10 条までを削る。

第 11 条中「、申請書の様式その他」を削り、同条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。